

事務連絡
令和5年8月24日

指定居宅介護支援事業所 各位

久慈広域連合事務局長

特定事業所集中減算に係る届出について

日頃より、当広域連合の介護保険事業の運営にご理解とご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、当広域連合が指定する居宅介護支援事業所であって、対象サービスについて最も紹介件数の多い法人の占める割合が80%を超える場合、保険者に対し届出が必要となっております。

なお、当該減算は、別紙の「正当な理由」に該当する場合は、減算の対象外となります。(この場合であっても集中割合が80%を超える場合は届出が必要です。)

つきましては、内容をご確認のうえ、適切に対応くださるようお願いします。

記

1 対象サービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

2 留意事項等

- (1) 令和5年度前半期分の判定期間は、令和5年3月1日から令和6年8月末日までとなります。
- (2) 別添「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート兼届出書」を使用し、届出に該当する場合は、当該チェックシート兼届出書を令和5年9月15日（金）までに提出願います。
- (3) 該当がない場合でも、お手数をお掛けいたしますが、ご報告していただきますようお願いいたします。

【担当】

久慈広域連合 介護保険課

介護保険係 向川

T E L 0194-61-3355